平成２２年（フ）第１０２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番１号　県営平城団地９棟９－１号
債務者　前田　勝三
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５３号
宮崎県日向市大字日知屋3379番地84
債務者　黒木　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５４号
宮崎県延岡市古川町327番地３
債務者　今井　直史
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５６号
宮崎県日向市大字日知屋7624番地３
債務者　中原　晋也
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５７号
宮崎県日向市大字財光寺657番地
債務者　金丸　景子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５９号
宮崎県日向市大王町１丁目69番地１
債務者　濱　　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６１号
富山市北代300番地34
債務者　當銘　光徳
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
富山市小島町３番６号、住民票上の住所富山市北代4010番地１
債務者　北　　一則
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２号
富山市中市２丁目６番28－201号　信開ラザール中市、前住所千葉県船橋市前原西７丁目９番10号　ポラリス前原102号
債務者　酒元　佑輔
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
青森県弘前市大字田園１丁目２番地16
債務者　木村　典子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９２５号
名古屋市西区南川町12番地　Ｋ’Ｓハウス102号
債務者　内藤　由美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２９号
愛知県半田市大高町１丁目37番地　市営大高住宅６棟305号
債務者　榎本　栄子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６１号
愛知県海部郡大治町大字馬島字西深田２番地の１　寿ビル202号
債務者　藤野　一志
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４号
広島県福山市木之庄町１丁目３番17号
債務者　窪田美代子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５１号
熊本県荒尾市桜山町３丁目17番30号４
債務者　宮内　直美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８４１号
熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉1053番地１
債務者　田上　幸吉
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９８号
岐阜県安八郡神戸町大字川西502番地の２
債務者　髙橋　富子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係